第五条第三号中「法人で」を「一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が法人で」に、「（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が前二号」を「が前各号（第三号を除く。）」に、「とき」を「者であるとき」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三　一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者であるとき。

イ　当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ　親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

ハ　当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

四　一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、許可取消処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該許可取消処分をする日又は当該許可取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に第十五条第一項（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十二条の規定による事業の廃止の届出（以下この条において「事業廃止届出」という。）をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

五　一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第二十五条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

六　処分決定期間内に事業廃止届出があつた場合において、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第四号の通知の日前六十日以内に当該事業廃止届出に係る法人（当該事業廃止届出について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

七　一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

第十六条第四号中「第五条各号のいずれか」を「第五条第一号、第二号、第七号又は第八号」に改める。

第十八条第五項中「相続人は、」を「相続人が」に、「第三条第一項の規定にかかわらず」を「被相続人に対してした」に、「を営むことができる」を「の許可は、その相続人に対してしたものとみなす」に改め、同条に次の二項を加える。

6　第四項の認可を受けた者は、被相続人に係る第三条第一項の許可に基づく権利義務を承継する。

7　第四条及び第五条の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可について準用する。

第十九条の三第二項中「もの」を「部分」に改め、同条第三項中「第十六条」を「第十五条第一項、第十六条、第十八条」に改め、「第十一条第二項」の下に「及び第十八条第七項」を加え、「係るもの」を「係る部分」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第二十二条中「廃止した」を「廃止しようとする」に、「の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内」を「で定めるところにより、廃止の日の三十日前まで」に改める。

第二十三条中「第十六条」の下に「、第十八条」を加え、「、第十九条の二」を「並びに第十九条の二」に改め、「並びに第十九条の三第四項及び第五項」を削り、「第十一条第二項」の下に「及び第十八条第七項」を加え、「ものを」を「部分を」に改める。

第三十四条第一項中「第三十九条の五第七項」を「第三十八条第七項」に改め、「（以下」の下に「この条、次条第三項第一号及び第三十九条第四項において」を加える。

第三十五条第三項第五号中「第三十八条」を「第三十七条の二」に改める。

第三十八条中「対外船舶運航事業に係る」を削り、「船舶貸渡業を」を「事業を」に改め、「同項」の下に「、第三十九条第一項及び第二項第三号並びに第三十九条の六第一項」を加え、同条を第三十七条の二とし、第三十九条を第三十七条の三とし、第三十九条の二を第三十七条の四とし、第三十九条の三を第三十七条の五とし、第三十九条の四を第三十七条の六とする。

第三十九条の五第一項中「者（以下この条」の下に「、第三十九条第一項及び第二項第三号並びに第三十九条の六第一項」を「。以下この条」の下に「、第三十九条第一項並びに第三十九条の六第一項及び第二項」を加え、同条第四項中「以下」を「第九項及び第三十八条の三において」に改め、同条第五項第三号中「第三十九条の七」を「第三十八条の三」に改め、同条第六項中「以下「」を「以下この条及び第三十八条の三において」に改め、同条第十項第一号中「以下」を「第十二項第三号及び第三十八条の四において」に改め、同条第十二項第三号中「第三十九条の八第一項」を「第三十八条の四第一項」に改め、第五章中同条を第三十八条とし、第三十九条の六を第三十八条の二とする。

第三十九条の七中「第三十九条の五第十項」を「第三十八条第十項」に改め、同条を第三十八条の三とする。

第三十九条の八第一項中「第三十九条の五第二項第二号」を「第三十八条第二項第二号」に改め、同条を第三十八条の四とする。

第三十九条の九の見出しを「（報告徴収及び立入検査）」に改め、同条第一項中「第三十九条の五第七項各号」を「第三十八条第七項各号」に改め、同条を第三十八条の五とし、第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　外航船舶の確保等

（外航船舶確保等基本方針）

第三十九条　国土交通大臣は、前二章に定めるもののほか、安定的な国際海上輸送（本邦と外国との間において行われる海上輸送をいう。以下同じ。）の確保に資するため、対外船舶貸渡業を営む者若しくは対外船舶運航事業者又は日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が日本船舶以外の船舶を所有し、及び当該船舶について対外船舶運航事業者への貸渡しをするもの（次項第三号並びに第三十九条の六第一項及び第二項において「関係親法人」という。）の当該子会社による外航船舶（対外船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次条第二項第一号から第三号まで、第三項第二号及び第四項第四号並びに第三十九条の六において同じ。）の導入及び確保（以下「外航船舶の確保等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下この条及び次条第四項第一号において「外航船舶確保等基本方針」という。）を定めるものとする。

2　外航船舶確保等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　外航船舶の確保等の意義及び目標に関する事項

二　外航船舶の確保等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三　本邦対外船舶運航事業者等（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者及び当該対外船舶運航事業者と国土交通省令で定める密接な関係を有する者をいう。次条第二項第三号において同じ。）による安定的な国際海上輸送を確保するために対外船舶貸渡業者等（対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業者又は関係親法人をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

四　次条第一項に規定する外航船舶確保等計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

五　前各号に掲げるもののほか、外航船舶の確保等のために必要な事項